

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、福岡県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 3 月 13 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 7 年 3 月 11 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

独立行政法人国立病院機構（小倉医療センター、九州がんセンター、九州医療センター、福岡東医療センター、福岡病院、大牟田病院）、独立行政法人労働者健康安全機構（九州労災病院、九州労災病院門司メディカルセンター）、国家公務員共済組合連合会千早病院、独立行政法人地域医療機能推進機構（J C H O 久留米総合病院、J C H O 福岡ゆたか中央病院）、地方独立行政法人福岡市立病院機構（福

岡市立こども病院、福岡市民病院）、地方独立行政法人北九州市立病院機構（北九州市立医療センター、北九州市立八幡病院）、公益社団法人地域医療振興協会飯塚市立病院、社会福祉法人北九州市福祉事業団北九州市立総合療育センター、国立大学法人九州大学病院、学校法人久留米大学（久留米大学病院、久留米大学医療センター）、社会福祉法人恩賜財団済生会（福岡県済生会福岡総合病院、福岡県済生会八幡総合病院、福岡県済生会大牟田病院）、一般財団法人平成紫川会小倉記念病院、公益社団法人福岡医療団（千鳥橋病院、千鳥橋病院附属歯科診療所、たたらりハビリテーション病院、大楠診療所、城浜診療所、新室見診療所、粕屋診療所、たちばな診療所、千代診療所、須恵診療所、新飯塚診療所、田川診療所、直方診療所）、公益財団法人健和会（健和会大手町病院、健和会大手町病院附属歯科診療所、戸畑けんわ病院、大手町リハビリテーション病院、健和会京町病院、町上津役診療所、大里おおかわ診療所、大手町診療所）、医療法人親仁会（米の山病院、みさき病院、中友診療所、中央診療所）、くるめ医療生活協同組合クリニック南町（以上、福岡県）、医療法人親仁会さかき診療所（熊本県）